

第 495 回福井地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和 4 年 8 月 8 日（月）午後 12 時 55 分～午後 1 時 20 分

2 場 所 福井労働基準監督 2 階会議室

3 出席状況

公益代表委員 新宮委員、井花委員、上野委員、岡崎委員、竹内委員
労働者代表委員 九野委員、小林委員、玉川委員、山田委員、山本委員
使用者代表委員 江端委員、久保田委員、坂川委員、中山委員、山埜委員
事務局 田原労働局長、藤原労働基準部長、細川賃金室長、西村賃金指導官

4 議 事

- (1) 令和 4 年度福井県最低賃金の改正決定について（答申）
- (2) その他

5 議事録

○新宮会長

本日は、お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。
ただいまから第 495 回福井地方最低賃金審議会を開催します。
議事に入る前に、福井労働局長から御挨拶をお願いします。

○田原局長

委員の皆様方には、お忙しいところ、また大変暑い中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、専門部会の委員の皆様方におかれましては、福井県最低賃金の改正決定につきまして、5 回にわたる熱心な御審議を賜り厚く御礼を申し上げます。

今年度は、審議のための重要な資料となる中賃の目安答申が遅れ、専門部会の開催直近での伝達となり、大変御不便をおかけした中の御審議になったにもかかわらず、本日答申に至ったこと、重ねて御礼申し上げます。

なお、本日の審議会につきましては、これまでの専門部会の審議結果を踏まえた採決等をお願いすることになりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが冒頭の御挨拶とさせていただきます。

○新宮会長

ありがとうございました。

では、定足数の確認をさせていただきます。事務局をお願いします。

○西村賃金指導官

本日の審議会については全員の出席をいただいております。

よって、本審議会は有効に成立していることを御報告いたします。

○新宮会長

それでは、議題（１）の「令和４年度福井県最低賃金の改正決定について」に入ります。

これにつきましては、専門部会を設けて本日まで断続的に審議をしていただいておりますので、その審議の経過及び結果について、井花部会長から報告をお願いいたします。

○井花委員

福井県最低賃金専門部会は、令和４年度福井県最低賃金の改正のため、令和４年７月２５日以降の５回にわたり専門部会を開催しました。そして、その中で労働者代表及び使用者代表のそれぞれから具体的な改正内容についての御意見をいただき、議論を重ねてきました。

労働者代表からは、現在の物価高局面において労働者の生計費確保を図るべきこと、中期的視野に立って１時間当たり１,０００円以上の最低賃金を目指すべきであること、及び近隣県をはじめとして他県との差を解消すべきであること等の考えが示されました。

他方、使用者代表からは、本県には下請企業又は小規模・零細企業が多いという企業構成における特殊性があること、原材料高等により企業経営を取り巻く環境が依然として厳しいこと、及び特に小規模・零細企業の経営状況には厳しいものがあり、それに対する十分な配慮が必要であること等の意見が示されました。

これらの労使双方の意見を踏まえ、８月５日の第４回専門部会において、公益代表として適正と考える引上額を提示しました。公益代表としては、主として、中央最低賃金審議会より令和４年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解として福井県を含むＣランクの道県に対し３０円という額が示されたところ、これに際して示された三つの考慮要素及び各ランクの引上げ額の目安として述べられた事由が本県の経済、企業経営、雇用及び労働者の生活に関する状況と照らし合わせた場合に一定程度該当するものと考えられること、及び依然として本県が厳しい経済状況下にあることは否めないものの、福井県最低賃金額と他県のそれとの差が現状以上に拡大されるべきではないこと等を考えた上で、今年度引上げ額を３０円とすることが適切であるとして提示しました。

その上で、本日午前に開催された第５回専門部会において採決を行いましたところ、今年度３０円の引上げを行うことについて、賛成７票で、内訳は労働者代表３票、使用者代表１票、公益代表３票、反対２票で、内訳は使用者代表２票の結果となりました。

以上のとおり御報告し、採決の結果を本審議会に提出いたします。

○新宮会長

ありがとうございました。

厳しい状況での御審議いただきましたことに感謝申し上げます。

ただいま説明があったとおり、専門部会で十分に審議をいただいているところではありますけれど、更に御意見があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（労側、使側とも意見なし）

○新宮会長

それでは、これより採決に入りたいと思います。

この会議は原則公開となっていますが、公開することにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができるとされており、本年度最初の審議会により「採決」については非公開とすることが決定されておりますので、これより非公開とします。採決を終了した時点で再度呼びますので、傍聴人及び報道関係者の方は退室をお願いします。

(傍聴人及び報道関係者の退室を確認してから審議を再開する。)

~~~~~ (非公開審議の始まり) ~~~~~

○新宮会長

それでは、採決に移りたいと思います。

専門部会報告のとおり改正決定することを提案いたします。

賛成の方、挙手願います。(12名)

反対の方、挙手願います。(2名)

採決の結果は、賛成12名、反対2名ということで、賛成多数により、専門部会報告のとおり決定いたします。

局長への答申文ができるまで、休憩いたします。

~~~~~ (非公開審議の終わり) ~~~~~

(傍聴人及び報道関係者の再入室を確認してから審議を再開する。)

○新宮会長

審議を再開します。

採決の結果は、賛成12名、反対2名ということで、賛成多数により、専門部会報告のとおり決定することになります。

[・・・答申文の(写)を配布(傍聴人、報道関係者にも配布)・・・]

○細川賃金室長

会長すいませんが事務局からです。答申文につきましては先ほど専門部会の方で、文言について議論していただきました。審議会の委員の皆様方で専門部会に出席されていない委員の皆様方には（案）をお配りしますので、ここで審議会の承認をいただいて後、正式な答申文として会長から局長にお渡しいただくということによろしいでしょうか。

○新宮会長

それでよろしいです。

今回の改正決定で、答申文に金額以外の部分がございますので、それにおいて御紹介いただいて皆さんの御承認をいただくということで、よろしいでしょうか。

では、御紹介ください。

○細川賃金室長

では、答申文（案）を読み上げさせていただきます。

（室長が答申文（案）を読み上げる。）

○新宮会長

事務局より答申文（案）を御紹介いただきましたが、例年の答申文に今の文言を入れて答申するということがよろしいでしょうか。何か意見等ございませんか。

（意見なし）

○新宮会長

それでは、専門部会にて御審議いただいたとおりとして、答申文（案）は承認されたということをお願いします。

○新宮会長

それでは、審議を再開します。

採決の結果は、賛成 12 名、反対 2 名ということで、賛成多数により、専門部会報告のとおり決定することになります。

答申文を事務局で朗読してください。

（答申文（写）別紙より朗読（賃金室長））

○新宮会長

ただいまの答申文により答申をすることといたします。

・・・答申文を会長より局長に手交（会場の中央にて）・・・

・・・席に戻り・・・

○田原局長

これまでの御審議と、福井県最低賃金の改正決定につきまして答申をいただきましたことについて、改めて御礼を申し上げます。福井県最低賃金の改正の合意に向けて熱心に議論していただきました結果としまして、時間額 888 円に改正する答申を頂きましたことは、委員の皆様方の御尽力によるものでございます。改めて御礼申し上げます。答申を頂きました改正額につきましては、効力発生に向けて速やかな手続を進めてまいります。改正後の福井県最低賃金額の周知と履行確保につきましては、あらゆる機会を通じまして万全を期してまいりたいと思います。また、賃金の引上げや生産性向上のための助成金の周知も行なってまいります。皆様方におかれましては、引き続き御協力のほどよろしくお願い申し上げます。以上、簡単ではございますが、福井県最低賃金改正決定の審議終了に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○新宮会長

議題（３）の「その他」に入ります。

委員の方で何かありませんか。

（意見なし）

○新宮会長

事務局の方で何かありませんか。

○細川賃金室長

先ほど答申いただきました福井県最低賃金については、本日より異議申出に関する公示を行います。公示期間は８月８日（月）から８月２３日（火）までの１５日間で、春山合同庁舎正面の掲示板に貼り出しますとともに、当局ホームページへの掲載を実施いたします。

したがって、８月２４日（水）開催の第４９６回審議会においては、異議申出がなされた場合の異議審と、異議申出がなかった場合でも、なかったことの報告と特質に係る小委員会の委員の承認を行わせていただきますので、よろしくお願いいたしま

す。

第 496 回審議会は春山合同庁舎 8 階第一共用会議室で行います。開始時間は 10 時とさせていただきますが、後ほど文書にてお知らせをさせていただきます。

以上です。

○新宮会長

はい、最後になりますが、ほかにございませんか。

ないようですので、本日の審議会は閉会とします。

どうも御苦勞様でした。

(閉 会)